

広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七ヶ宿町（以下「町」という。）の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、町が発行する「広報しちかしゆく」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の種類・範囲)

第2条 掲載できる広告は、町の広報媒体として品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するものうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他の広告として掲載することが妥当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準を別に定める

(広告の掲載優先順位)

第3条 広告の掲載優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 民間企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に規定するもの以外のもので、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告規格は、1枠当たり縦45ミリメートル横86ミリメートルとする。ただし、同一ページの隣り合う2つの枠を1件の広告とすることができる。

2 国等からの重要又は緊急な広告については、特に規格を指定しない。

3 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

(広告掲載料)

第5条 掲載料は、1枠当たり10,000円とする。ただし、国等の広告など掲載料が設定されているものは除く。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報しちかしゆく広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添付して、広告を掲載しようとする月の1か月前までに提出するものとする。

2 同一申込者が申し込むことができる広告は、1回に発行する広報紙につき1件限りとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報しちかしゆく広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 広告は申込受付順に掲載するものとする。ただし、申込みが募集枠を超えた場合は、抽選とする

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認められるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日まで、一括納付するものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、当該月号の発行日より15日前までに、広告原稿（電子データと印刷したもの）を町長に提出しなければならない。ただし、広告原稿を提出する際には、広告掲載料納付済の確認を受けなければならない。

2 町長は、広告案と提出された広告原稿の内容に相違が認められた場合は、広告主に修正を求めることができる。この場合において広告原稿を修正し、速やかに再提出するものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、町の町政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広報しちかしゆく広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定による広告掲載料の還付を受けようとするものは、広報しちかしゆく広告掲載料返還請求書兼口座振込依頼書（様式第4号）により町長に請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

広報しちかしゆく広告掲載申込書

年 月 日

七ヶ宿町長 殿

(申込者)

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

F A X

メールアドレス

担当者

広報紙に広告を掲載したいので、広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体の種類	広報しちかしゆく
2 広告掲載希望月号	平成 年 月号 ～ 月号 (希望する掲載月を記入する)
3 広告の内容	
4 広告の大きさ	<input type="checkbox"/> 1号広告 (45 mm×88 mm) <input type="checkbox"/> 2号広告 (45 mm×178 mm) (いずれかにチェックする)
5 広告掲載料の支払い	広告の掲載が決定されたときは、広告掲載料を指定された日までに支払います。
6 特記事項	
7 同意事項	広告の掲載に関し、町税等の納付状況、事業内容等についての調査に同意します。

様式第2号（第7条関係）

広報しちかしゆく広告掲載許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

殿

七ヶ宿町長 印

年 月 日付けで申込みのあった広報紙への広告掲載について、下記のとおり決定したので、
広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 許可します。

- (1) 広告掲載内容 別紙のとおり
- (2) 広告掲載号 年 月号から 月号
- (3) 広告掲載料 円
- (4) 広告掲載料の納付 年 月 日までに同封の納付書により納付して下さい。

2 許可しません。

(理由)

様式第3号(第11条関係)

広報しちかしゆく広告掲載決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

七ヶ宿町長 印

年 月 日付け第 号で決定した広報紙への広告掲載については、下記のとおり取り消しましたので、広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 掲載を取り消した広報紙の号数等
- 2 取消理由

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

七ヶ宿町長 殿

住所
名称
代表者氏名

広報しちかしゆく広告掲載料返還請求書兼口座振込依頼書

広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱第12条の規定に基づき、広告掲載料について次のとおり返還請求しますので、振り込み下さい。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求金額の内訳 広報しちかしゆく 月号広告掲載料
- 3 振込先口座

銀行			
信用金庫		支店	本店
農協		支所	本所
口座 番号	預金種別	普通・当座
口座名義人			

広報しちかしゆく広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報しちかしゆく広告掲載取扱要綱第2条第2項の規定に基づき、町が発行する「広報しちかしゆく」(以下「広報紙」という。)の広告の掲載基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広報紙に掲載する広告は、広報紙の品位を汚すことがなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(規制業種又は業者等)

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は広報紙に掲載しない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される業種その他これに類するもの
 - (3) 武器等の製造及び販売に係るもの
 - (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
 - (5) 賃貸業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
 - (6) 法律の定めがない医療類似行為を行う施設
 - (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがあるもの
 - (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - (10) 町税等の滞納があるもの
 - (11) 町からの補助を受けている団体
- 2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、町長は12月以内の期間において、その広告を掲載しないことができる。
- 3 第1項の既定による規制の対象となった業者による同項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4条 広報紙に掲載することができない広告の内容及び表現は次のとおりとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損または各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

- (3) 他を誹謗、中傷、又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - (4) 氏名、写真、談話、商標、著作権等を無断で使用したもの
 - (5) 非科学的又は迷信に類するもので、迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - (6) 誇大な表現をしているもの
 - (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
 - (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
 - (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
 - (10) 商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている疑いのあるもの
 - (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
 - (12) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
 - (13) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
 - (14) 裸体の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの
 - (15) 残酷な描写等、暴力又は犯罪を肯定し又は助言するような表現をしているもの
 - (16) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し又は助長するような表現をしているもの
 - (17) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (18) 町が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
 - (19) 町の業務に不利益を及ぼす恐れがあるもの
 - (20) その他町長が不適切であると認めたもの
- 2 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和23年12月20日法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）、医師法（昭和23年7月30日法律第201号）、薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）、薬事法施行令（昭和36年1月26日政令第11号）及び医薬品等適性広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）に違反するものは掲載しない。
- 3 町その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。
- 4 広告主には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。
- 5 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告を広報紙に掲載しようとするもの（以下「広告主」という）に対して主務官庁等に確認させるものとする。
- （表示基準）
- 第5条 ウェブサイトのURLを表示する場合、表示されたサイトから第3条及び第4条の既定に接触する内容のサイト等のいわゆる有害コンテンツへリンクが設けられてはならない。
- 2 インターネット接続サービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にするための二次元バーコードを表示する場合は、確実に機能することを広告主に実証させるものとする。この場合において、その接続先等は、第3条及び第4条の規定に接触するものであってはならない。